

〇三豊市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例

平成26年12月26日  
条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号、第115条の24第1項及び第2項並びに第115条の46第4項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準及び指定介護予防支援事業者の指定の条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準の一般原則)

第2条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)に規定する基準をもって、その基準とする。

2 地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要な基準は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する基準をもって、その基準とする。

(非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示)

第3条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防の事業を行う者(以下「指定介護予防支援事業者等」という。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第4条 指定介護予防支援事業者等は、利用者の非常時における安全の確保を図るため、あらかじめ法に基づきサービスを提供する事業者相互間、県、市、関係機関及び地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第5条 指定介護予防支援事業者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第6条 指定介護予防支援事業者等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録等を整備し、5年間保存しなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第7条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。